

学校法人和光学園寄附行為

昭和 26 年	3 月	9 日	認可
昭和 42 年	9 月	5 日	変更
昭和 44 年	3 月	1 日	3 日
昭和 51 年	4 月	1 日	
昭和 58 年	4 月	4 日	
昭和 58 年	8 月	2 日	
昭和 63 年	7 月	1 日	9 日
昭和 63 年	12 月	2 日	
平成 4 年	3 月	1 日	6 日
平成 5 年	9 月	3 日	
平成 6 年	12 月	2 日	1 日
平成 11 年	12 月	2 日	2 日
平成 14 年	5 月	2 日	9 日
平成 14 年	12 月	1 日	9 日
平成 16 年	2 月	1 日	6 日
平成 19 年	4 月	1 日	
平成 20 年	12 月	2 日	5 日
平成 21 年	6 月	2 日	4 日
平成 25 年	4 月	1 日	
平成 27 年	8 月	17 日	

第一章 総 則

(名称)

第一 条 この法人は、学校法人和光学園と称する。

(事務所)

第二 条 この法人は、事務所を東京都町田市金井ヶ丘五丁目 1 番 1 号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第四 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一、和光大学 大 学 院 社会文化総合研究科

　　現代人間学部 心理教育学科 現代社会学科 人間科学科

　　表 現 学 部 総合文化学科 芸術学科

　　経済経営学部 経済学科 経営学科

二、和光高等学校 普通科 全日制課程

三、和光中学校

四、和光小学校

五、和光鶴川小学校

六、和光幼稚園

七、和光鶴川幼稚園

第三章 役員及び理事会

(役 員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

一、理 事 十六人以上 二十二人以内

二、監 事 二人

2. 理事のうち一人を理事長、四人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長及び常務理事の職を解任するときも、同様とする。
3. 理事長は、常務理事のうちから副理事長一人を理事総数の過半数の議決により置くことができる。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一、学 長

二、副学長・学部長のうち、その互選により定められた者 三人以上四人以内

三、校長・幼稚園長のうち、その互選により定められた者 三人

四、評議員のうちから評議員会において選任した者 五人以上七人以内

五、この法人に關係ある学識経験者及び功労者のうちから、前各号に規定する理事の過半数により選任された者 三人以上七人以内

2. 第一号、第二号、第三号及び第四号に規定する理事は、その職を退いた時は理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第七条 監事は、この法人の理事、職員（学長《校長》、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第八条 役員（第六条第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる理事を除く。以下この条中同じ。）の任期は次の通りとする。

一、理 事 四 年

二、監 事 二 年

ただし、評議員から選出された理事の任期は三年とする。

2. 欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
3. 役員は再任されることができる。
4. 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、副理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けた時は、一ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第十条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一、法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。

二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三、職務上の義務にいちじるしく違反したとき。

四、役員たるにふさわしくない重大な行為があったとき。

2. 役員は次の事由によって退任する。

一、任期の満了

二、辞任

三、死亡

四、私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第十二条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第十三条 副理事長は、理事長の委任を受けて理事長の職務を代行し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長の職務を代理し、または、理事長の職務を行う。

(常務理事の職務)

第十四条 常務理事は、理事長の指揮を受け、この法人の常務を処理する。

理事長及び副理事長ともに事故あるとき、または欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序により、常務理事のうち一人が理事長の職務を代理し、または理事長の職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第十五条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第十六条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一、この法人の業務を監査すること。

二、この法人の財産の状況を監査すること。

三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の作為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること。

六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見述べること。

2. 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することが出来る。

3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理 事 会)

第十六条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3. 理事会は、理事長が招集する。

4. 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5. 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6. 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでない。

7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9. 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議をひらき、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あ

らかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13. 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。ただし、理事会の同意あるときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第十七条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十八条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、三十六人以上四十五人以内の評議員をもって組織する。

ただし、評議員の現員は理事の現員の二倍をこえるものとする。

3. 評議員会は、理事長が招集する。

4. 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5. 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6. 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

7. 評議員会に議長及び副議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。

8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

10. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議決事項)

第十九条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を必要とする。

- 一、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二、寄附行為の変更
- 三、合併
- 四、目的たる事業の成功の不能による解散
- 五、解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定

(諮問事項)

第二十条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一、予算及び事業計画
- 二、事業に関する中期的な計画
- 三、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- 五、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六、寄附行為の変更
- 七、合併
- 八、目的たる事業の成功の不能による解散
- 九、寄附金品の募集に関する事項
- 十、その他この法人の義務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十一条 評議員会は、この法人の義務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一、学長、副学長、学部長及び校長（園長）
- 二、この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任された者 九人以上十二人以内

三、この法人の設置する学校を卒業した者で年令二十五年以上の者のうちから、理事会において推せんし、評議員会において選任された者 九人以上十二人以内

四、この法人に關係ある学識経験者及び功労者のうちから、評議員会の同意を得て、理事会において選任した者 九人以上十二人以内

2. 前項第一号のうちその職務を兼務する者がある場合の評議員の定数は第十八条第2項の規定にかかわらず評議員の数から兼務数を減じた数とする。

3. 第1項第一号に規定する評議員は、その職を退いた時、及び第二号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いた時は、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十三条 評議員（第二十二条第1項第一号の規定により選任された者を除く。以下この条中同じ。）の任期は三年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2. 評議員は再任されることができる。

3. 評議員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第二十四条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二、評議員たるにふさわしくない重大な行為があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

一、任期の満了

二、辞任

三、死亡

(議事録)

第二十五条 第十七条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2. 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第五章 顧問

(顧問)

第二十六条 この法人に顧問をおくことができる。

2. 顧問は本法人の創立者及び特別功労のあったもののうちから理事会が委嘱する。

3. 顧問は本法人の業務について、理事長の諮問に答える。

4. 顧問は理事会及び評議員会に隨時出席して意見を述べることができる。

ただし、議決に加わることはできない。

第六章 資産及び会計

(資産)

第二十七条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十九条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十一条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学会収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十二条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十三条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十四条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても、

同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十六条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十七条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一、寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

二、監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

四、役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第三十八条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十九条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第四十条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第七章 解散及び合併

(解 散)

第四十一条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一、理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二、この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- 三、合併
- 四、破産
- 五、文部科学大臣の解散命令

2. 前項第一号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十二条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財團法人に帰属する。

(合併)

第四十三条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第八章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十四条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第九章 補 則

(責任の免除)

第四十五条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第四十六条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万

円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいづれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第四十七条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一、役員及び評議員の履歴書
- 二、収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三、その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十八条 この法人の公告は和光学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十九条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付 則

一、第二十六条の創立者とは次に掲げる者を言う。

弘 重 寿 輔
弘 重 モ ミ
一ノ瀬 貫 一
田 中 清 長
荒 木 文 平
角 田 林兵衛

二、この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事長 弘 重 モ ミ
理 事 田 中 清 長
同 岡 田 哲 郎
同 宇佐美 俊 治
同 門 脇 テルヨ
同 一ノ瀬 貫 一
同 海 後 勝 雄
監 事 本 多 道 朋
同 弘 重 醇

付 則

一、平成16年3月12日評議員会・理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日から

施行する。

二、和光大学経済学部経済学科・経営学科は、前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に在籍する学生が卒業するまでの間存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成18年3月24日)から施行する。

付 則

一、平成19年3月14日評議員会・理事会決議のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

二、和光大学人間関係学部人間関係学科・人間発達学科および表現学部文学科・表現文化学科・イメージ文化学科は、第四条第一号規定にかかわらず、平成19年3月31日在籍する学生が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成20年12月25日)から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成21年6月24日)から施行する。

付 則

一、平成25年3月11日評議員会・理事会決議のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

二、和光大学経済経営学部経営メディア学科は、改正後の寄附行為第四条第一号の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

一、この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成27年8月17日)から施行する。

付 則

一、平成30年1月6日評議員会・理事会決議のこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

二、和光大学現代人間学部身体環境共生学科は、改正後の寄附行為第四条第一号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

令和2年6月23日評議員会・理事会決議のこの寄附行為は、令和2年7月25日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和4年8月24日)から施行する。